

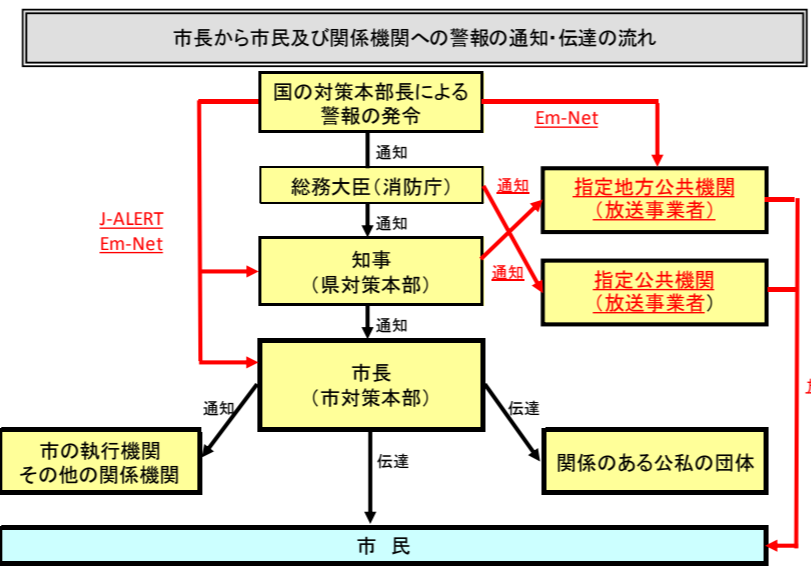
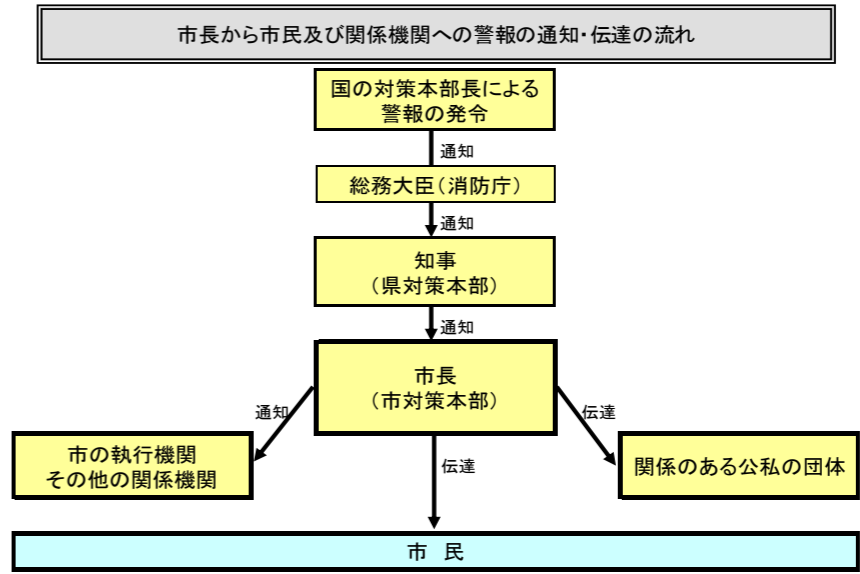
No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
1	5	1	3			【国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組みの図中】 ※防災行政用無線、公共ネットワーク、 地域衛星通信ネットワーク 等を活用するとともに、情報伝達システムの改善に向けた検討・整備に努める。	【国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組みの図中】 ※防災行政用無線、公共ネットワーク、 衛星通信 等を活用するとともに、情報伝達システムの改善に向けた検討・整備に努める。	・用語の整理
2	5	1	3			【国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組みの図中】 ・消防 消火、被災者の救助等	【国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組みの図中】 ・消防	・役割を明記
3	7	1	4			なお、本市は、平成17年4月1日に旧青森市と旧浪岡町との 合併を経て 、平成18年10月1日には全国で37番目、県内では初の中核市へと 移行した 。	なお、本市は、平成17年4月1日に旧青森市と旧浪岡町との 合併により 、 人口30万人を越す都市として誕生し 、平成18年10月1日には全国で37番目、県内では初の中核市へと 移行している 。	・文言の整理
4	8	1	4	3	気候	本市の気候は、夏が短く冬が長い冷涼型の気候に属し、特に冬は積雪量が非常に多く、全域が特別豪雪地帯に指定されている。 平年値の平均として、気温が10.4℃、降水量が1,300.1mm、最大積雪深が111cm となっている。	本市の気候は、夏が短く冬が長い冷涼型の気候に属し、特に冬は積雪量が非常に多く、全域が特別豪雪地帯に指定されている。 平均気温の平年値は10.1℃、降水量は1,289.9mm、積雪の深さの最大は114cm となっている。	・統計データの時点修正
5	9	1	4	4	人口分布	本市の人口は、 平成28年4月1日の人口は290,721人、うち男性が135,305人、女性が155,416人 となっている。 旧青森市においては、～（中略）～平成17年4月1日には、両市町の合併により新市となり、現在は 29万人 を超える都市となっている。	本市の人口は、 平成18年4月1日の推計人口で312,398人、うち男性が146,626人、女性が165,772人 となっている。 旧青森市においては、～（中略）～平成17年4月1日には、両市町の合併により新市となり、現在は 30万人 を超える都市となっている。	・統計データの時点修正
6	9	1	4	5	道路の位置等	【地図中】 青森自動車道	【地図中】 （記載なし）	・現況に修正
7	10	1	4	6	鉄道、空港、港湾の位置等	鉄道は、青森駅を中心に、八戸方面へ向かう東北本線と、弘前方面へ向かう奥羽本線、さらには、 新青森駅を中心に東北新幹線と北海道新幹線が整備されている 。 空港は、市内南側、青森地区と浪岡地区の中間地点である高田地区、標高約200mの高台に位置し、3,000mの滑走路を有する青森空港があり、 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の各国内線及びソウルの国際線の5路線が就航し 、各大都市等と結ばれている。 港湾は、陸奥湾の最奥部に、国の重要港湾に指定されている青森港があり、 本港地区、沖館地区の埠頭の岸壁には、大型クルーズ客船の寄港が可能となっている 。 また 、フェリーは、函館、佐井との定期便が就航しており、北海道との車両移動のための要所となっている。	鉄道は、青森駅を中心に、八戸方面へ向かう東北本線と、弘前方面へ向かう奥羽本線、さらには、 函館方面へ向かう津軽海峡線が通っている 。 また、平成22年度の開業を目指し、新青森駅と八戸駅をつなぐ東北新幹線の整備が進んでいる 。 空港は、市内南側、青森地区と浪岡地区の中間地点である高田地区、標高約200mの高台に位置し、3,000mの滑走路を有する青森空港があり、 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の各国内線及びソウル、ハバロフスクの国際線の7路線が就航 、各大都市等と結ばれている。 港湾は、陸奥湾の最奥部に、国の重要港湾に指定されている青森港があり、 本港地区、沖館地区、油川地区に埠頭を有しており、岸壁については、水深10.0m、延長280m、3万トンクラスの船舶が寄港可能な本港地区の新中央埠頭、水深7.5m、延長200m、6千トンクラスの船舶が寄港可能な沖館地区のフェリー埠頭などがある 。 _____フェリーは、函館、室蘭、佐井との定期便が就航しており、北海道との車両移動のための要所となっている。	・現況に修正
8	10	1	4	6	鉄道、空港、港湾の位置等	【地図中】 青い森鉄道 津軽線 東北新幹線 北海道新幹線	【地図中】 JR東北本線 津軽海峡線 （東北新幹線整備路線）	・現況に修正

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
9	10	1	4		7 石油コンビナート特別防災区域の指定状況	青森地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されている石油貯蔵施設は、沖館地区に青森地区石油コンビナート基地(貯蔵量約122,000KL)がある。	青森地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されている石油貯蔵施設は、沖館地区に青森地区石油コンビナート基地(総タンク量102,096.7KL)がある。	・時点修正
10	12	1	5		2 緊急処理事態	緊急処理事態は、～(中略)～ 国家として緊急に対処することが必要な事態である。 市国民保護計画においては、緊急処理事態として、 <u>国の基本指針及び</u> 県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。 なお、 <u>国の基本指針及び</u> 県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。	緊急処理事態は、～(中略)～ 国家として緊急に対処することが必要な事態である。 市国民保護計画においては、緊急処理事態として、 <u>県国民保護計画</u> において想定されている事態を対象とする。 なお、 <u>基本指針及び</u> 県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。	・文言の整理
11	14	2	1	1	1 市における組織・体制の整備	市民政策部 1 市民政策部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 広報に関すること 3 その他市民政策部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること	(記載なし)	・現行体制への修正
12	16	2	1	1	2 青森地域広域事務組合における平素の業務	(事務局事務分担の表の下に、現計画2-1-1-3青森消防本部事務分担の表を加える)	(記載なし)	・現行体制への修正
13	16	2	1	1	3 青森地域広域消防事務組合消防本部における平素の業務	(削除)	青森地域広域消防事務組合消防本部(以下「青森消防本部」という。)は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。	・現行体制への修正
14	17	2	1	1	3 市職員の参集体制	3 市職員の参集体制	4 市職員の参集体制	・No.16の項目削除に伴う項番号の変更
15	17	2	1	1	3 市職員の参集体制	(3)市の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準の表中】 危機管理課 体制 危機管理課 職員が参集する。	(3)市の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準の表中】 危機管理担当課 体制 危機管理担当課(総務部総務課) 職員が参集する。	・現行体制への修正
16	18	2	1	1	3 市職員の参集体制	(5)職員の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員の表中】 代替職員(第1順位) 第1号副市長 代替職員(第2順位) 第2号副市長 代替職員(第3順位) 浪岡区長	(5)職員の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員の表中】 代替職員(第1順位) 危機管理監 代替職員(第2順位) 助役 代替職員(第3順位) 自治体経営監	・現行体制への修正
17	18	2	1	1	3 市職員の参集体制	(5)職員の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員の表の下】 ※副市長の号数は「青森市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則」を準用	(5)職員の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員の表の下】 (記載なし)	・現行体制への修正
18	18	2	1	1	4 消防機関の体制	4 消防機関の体制	5 消防機関の体制	・No.16の項目削除に伴う項番号の変更

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
19	18	2	1	1	5 国民の権利利益の救済に係る手続等	5 国民の権利利益の救済に係る手続等	6 国民の権利利益の救済に係る手続等	・No.16の項目削除に伴う項番号の変更
20	25	2	1	4	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(1)安否情報システムの利用 市は、県と連携し、総務省(消防庁)が運用する安否情報システムを利用し、円滑な安否情報の収集・提供を行う。	(記載なし)	・新たな通信システムの追記
21	25	2	1	4	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(2)安否情報の種類、収集及び報告の様式	(1)安否情報の種類、収集及び報告の様式	・No.20の項目追記に伴う項番号の変更
22	26	2	1	4	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(3)安否情報収集のための体制整備 (4)安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	(2)安否情報収集のための体制整備 (3)安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	・No.20の項目追記に伴う項番号の変更
23	28	2	1	5	2 訓練	(2)訓練の形態及び項目 ② 警報・避難の指示等の内容の伝達・通知訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集・提供訓練	(2)訓練の形態及び項目 ② 警報・避難の指示等の内容の伝達____訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集____訓練	・文言の整理
24	32	2	2	6	生活関連等施設の把握	【生活関連施設等の種類及び所管省庁、所管県担当部局の表中】 第27条9号ダム 国土交通省 県土整備部	【生活関連施設等の種類及び所管省庁、所管県担当部局の表中】 第27条9号ダム 農林水産省 農林水産部 国土交通省 県土整備部	・青森県国民保護計画との整合
25	34	2	3	1	市における備蓄	(2)国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国・県及び市の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。	(2)国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。	・文言の整理
26	37	3	1	1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	(1)危機管理課の体制 市は、市外からの情報により、市外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、総務部危機管理課職員による情報収集体制を速やかに構築する。	(1)危機管理担当課体制の構築 市は、市外からの情報により、市外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、総務部総務課職員による情報収集体制を速やかに構築する。	・現行体制への修正
27	37	3	1	1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	(2)緊急事態連絡室の設置 ① 市は、現場からの情報等により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案発生のおそれがあることを把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、初動的に、市長、副市長、浪岡区長を中心とする緊急事態連絡室を設置する。その場合、総務部長及び青森地域広域事務組合消防本部消防長(以下「消防本部消防長」という。)、危機管理監など、市対策本部員等のうち事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。	(2)緊急事態連絡室の設置 ① 市は、現場からの情報等により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案発生のおそれがあることを把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、初動的に、市長、危機管理監、助役、浪岡区長、収入役及び自治体経営監を中心とする緊急事態連絡室を設置する。その場合、総務部長及び青森地域広域消防事務組合消防本部消防長(以下「消防本部消防長」という。)など、市対策本部員等のうち事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。	・現行体制への修正

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由				
28	37	3	1		1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	<p>【市緊急事態連絡室の構成等の表中】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参集要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・浪岡区長 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・危機管理監 ・危機管理課職員 </td> </tr> </tbody> </table>	参集要員	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・浪岡区長 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・危機管理監 ・危機管理課職員 	<p>【市緊急事態連絡室の構成等の表中】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参集要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・危機管理監 ・助役、浪岡区長、収入役、自治体経営監 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・総務課職員 </td> </tr> </tbody> </table>	参集要員	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・危機管理監 ・助役、浪岡区長、収入役、自治体経営監 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・総務課職員 	・現行体制への修正
参集要員												
<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・浪岡区長 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・危機管理監 ・危機管理課職員 												
参集要員												
<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・危機管理監 ・助役、浪岡区長、収入役、自治体経営監 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・総務課職員 												
29	38	3	1		1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	(2) 緊急事態連絡室の設置 ② 市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、 副市長 、浪岡区長等に報告するものとする。	(2) 緊急事態連絡室の設置 ② 市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、 危機管理監 、 助役 、浪岡区長、 収入役及び自治体経営監 等に報告するものとする。	・現行体制への修正				
30	41	3	2		2 市対策本部の組織構成及び機能等	(1) 市対策本部の組織構成 市対策本部の本部長は市長をもって充て、副本部長に 副市長 、浪岡区長、をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、公営企業管理者、市長事務局の部長(相当職にある者を含む。)、企業局の部長(相当職にある者を含む。)、教育委員会事務局教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防本部消防長、 危機管理監 をもって充てる。	(1) 市対策本部の組織構成 市対策本部の本部長は市長をもって充て、副本部長に 危機管理監 、 助役 、浪岡区長、 収入役及び自治体経営監 をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、公営企業管理者、市長事務局の部長(相当職にある者を含む。)、企業局の部長(相当職にある者を含む。)、教育委員会事務局教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防本部消防長、 <u> </u> をもって充てる。	現行体制への修正				
31	41	3	2		2 市対策本部の組織構成及び機能等	(2) 本部員会議及び対策本部事務局の機能 市対策本部に、市対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する本部員会議を置く。本部員会議は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する重要事項を協議する。本部員会議は、市対策本部長が主宰し、市対策本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。 本部員会議を設置した場合、市対策本部長は、必要があると認めるときは、 青森地域広域事務組合事務局長及びその他必要と認める者 を、本部員会議に出席させることができる。 また、市対策本部に、市対策本部長の意思決定を補佐するため、対策本部事務局を置き、必要に応じて 市民政策部及び総務部職員 により、次の表に掲げる機能を有する班を置く。	(2) 本部員会議及び対策本部事務局の機能 市対策本部に、市対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する本部員会議を置く。本部員会議は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する重要事項を協議する。本部員会議は、市対策本部長が主宰し、市対策本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。 本部員会議を設置した場合、市対策本部長は、必要があると認めるときは、 青森地域広域事務組合特別理事、青森地域広域事務組合事務局長、青森公立大学事務局長及びその他必要と認める者 を、本部員会議に出席させることができる。 また、市対策本部に、市対策本部長の意思決定を補佐するため、対策本部事務局を置き、必要に応じて <u> </u> 総務部職員により、次の表に掲げる機能を有する班を置く。	・現行体制への修正				

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
32	42	3	2	2	市対策本部の組織構成及び機能等	<p>【市対策本部の組織及び機能の図】</p>	<p>【市対策本部の組織及び機能の図】</p>	・現行体制への修正
33	42	3	2	2	市対策本部の組織構成及び機能等	<p>(3) 市対策本部における広報等</p> <p>【市対策本部における広報体制】</p> <p>① 広報の総括 市対策本部における広報は広報広聴課長が総括する。</p> <p>② 広報手段 広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ、メール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p>	<p>(3) 市対策本部における広報等</p> <p>【市対策本部における広報体制】</p> <p>① 広報の総括 市対策本部における広報は広報課長が総括する。</p> <p>② 広報手段 広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ、等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p>	・現行体制への修正 ・新たな広報手段の追記
34	46	3	3	1	国・県の対策本部との連携	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、市の区域内に国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るよう努める。 なお、国の現地対策本部において、武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席する。</p>	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、市の区域内に国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るよう努める。 また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>	・国民の保護に関する基本方針及び青森県国民保護計画との整合
35	48	3	3	7	ボランティア団体等に対する支援等	<p>(2) ボランティア活動への支援等</p> <p>市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態におけるボランティア活動に際しては、～(略)～、市民からのボランティア活動の希望に対する可否を判断する。 また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県及び青森市社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p>	<p>(2) ボランティア活動への支援等</p> <p>市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態におけるボランティア活動に際しては、～(略)～、市民からのボランティア活動の希望に対する可否を判断する。 また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p>	・地域防災計画との整合

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
36	50	3	4	1	1 警報の内容の伝達等	(1) 警報の内容の伝達 市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合、 <u>又は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により警報の通知を受けた場合</u> には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある公私の団体(消防団、町会及び町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。	(1) 警報の内容の伝達 市は、 <u>県</u> から警報の内容の通知を受けた場合_____には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある公私の団体(消防団、町会及び町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。	・市長、知事権限に修正 ・新たな通信システムの追記
37	50	3	4	1	1 警報の内容の伝達等	(2) 警報の内容の通知 市は、市の各執行機関及びその他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。 <u>(①の番号を削除、②を別記)</u>	(2) 警報の内容の通知 ① 市は、市の各執行機関及びその他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。 ② <u>市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(http://www.city.aomori.aomori.jp/)に警報の内容を掲載する。</u>	・記載事項の整理
38	50	3	4	1	1 警報の内容の伝達等	【市長からの市民及び関係機関への警報の通知・伝達の流れ】 	【市長からの市民及び関係機関への警報の通知・伝達の流れ】 	・新たな通信システムの追記 ・放送事業者を追記
39	50	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	(1) 武力攻撃事態等における警報の内容の <u>伝達等</u> ① ～(略)～ また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会及び町内会への協力依頼などの防災行政用無線による伝達 <u>のほか、市ホームページやメール、SNS等利用可能な手段を活用し警報を伝達する。</u> ～(中略)～ ○「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合 この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載、 <u>メールやSNS等の</u> 手段により、周知を図る。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。	(1) 武力攻撃事態等における警報の内容の <u>伝達</u> ① ～(略)～ また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会及び町内会への協力依頼などの防災行政用無線による伝達_____する。 ～(中略)～ ○「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合 この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載 <u>をはじめとする</u> 手段により、周知を図る。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。	・用語の整理 ・新たな広報手段の追記

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
40	51	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	(削除)	【全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備された場合の対応】 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、本市において全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政用無線等を活用して迅速に市民へ警報を伝達することとする。	・新たな通信システムを別記
41	51	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	③ 放送事業者である指定地方公共機関は、知事又は緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画に定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。 ④ (略) ⑤ (略)	(記載なし) ③ (略) ④ (略)	・新たな通信システムの導入に伴う放送事業者の役割を追記 ・追記による番号の修正
42	51	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	(2)緊急対処事態における警報の内容の伝達等 ～(略)～ ① 市長は、知事から警報の通知を受けたとき、又は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により警報の通知を受けたときは、国の対策本部長が定める警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じ、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。 ～(略)～	(2)緊急対処事態における警報の内容の伝達 ～(略)～ ① 市長は、知事から警報の通知を受けたとき_____は、国の対策本部長が定める警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じ、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。 ～(略)～	・用語の整理 ・新たな通信システムの追記
43	52	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	③ 放送事業者である指定地方公共機関は、知事又は緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画に定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。 ④ (略) ⑤ (略)	(記載なし) ③ (略) ④ (略)	・新たな通信システムの導入に伴う放送事業者の役割を追記 ・追記による番号の修正
44	52	3	4	1	3 緊急通報の伝達等	3 緊急通報の伝達等	3 緊急通報の伝達及び通知	・用語の整理
45	58	3	4	2	3 避難住民の誘導	(7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難 大規模集客施設や旅客輸送施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。 ⑧ (略) ⑨ (略) ⑩ (略) ⑪ (略) ⑫ (略) ⑬ (略) ⑭ (略)	(記載なし) ⑦ (略) ⑧ (略) ⑨ (略) ⑩ (略) ⑪ (略) ⑫ (略) ⑬ (略)	・国の基本方針の変更に伴う変更 ・追記による番号の修正

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
46	68	3	6			<p>【安否情報収集・整理・提供の流れの図中】</p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れ</p> <p>収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民 ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所(郵便番号を含む。) ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷(疾病)の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望 ⑬ 知人からの照会への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民 (上記①～⑦に加えて) ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報 ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</p> <p>国民</p> <p>市長</p> <p>知事</p> <p>総務大臣(消防庁)</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>収集</p> <p>収集に協力</p> <p>避難施設・関係機関等</p> <p>県警察</p>	<p>【安否情報収集・整理・提供の流れの図中】</p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れ</p> <p>収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民 ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所(郵便番号を含む。) ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷(疾病)の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望 ⑬ 知人からの照会への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民 (上記①～⑦に加えて) ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報 ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</p> <p>国民</p> <p>市長</p> <p>知事</p> <p>総務大臣(消防庁)</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>収集</p> <p>収集に協力</p> <p>避難施設・関係機関等</p> <p>県警察</p>	<p>・新たな通信システムの追記</p>
47	69	3	6	2	県に対する報告	<p>市長から知事への安否情報の報告は、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)の送付により行うものとし、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などにより安否情報の報告を行う。</p>	<p>市長から知事への安否情報の報告は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)の送付により行うものとし、次の事項に留意する。 ① 安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行う。 ② ただし、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。</p>	<p>・新たな通信システム導入に伴う報告手段を追記</p>
48	74	3	7	2	4 消防に関する措置等	<p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請 市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の応援等の要綱等に関する要綱及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に、消防庁長官に対し緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p>	<p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請 市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運営要綱及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に、消防庁長官に対し緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p>	<p>・用語の整理</p>
49	78	3	7	4		<p>市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。 (以下削除)</p>	<p>市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。 なお、県内に所在する原子力施設に対する攻撃による災害が生じた場合は、県を通じて情報の収集を図るとともに、県の指示に従って必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>・武力攻撃等原子力災害への対処を別記</p>

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
50	80	3	7	5		<u>第5 武力攻撃等原子力災害への対処</u> <u>市は、県内の原子力事業所が武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を受けた場合には、県を通じて情報の収集を図り、県の指示に従って必要な措置を講ずるとともに青森市原子力災害対策計画の定めと同時の措置を実施する。</u>	(記載なし)	・青森市原子力災害対策計画との整合
51	共通				青森地域広域事務組合	<u>青森地域広域事務組合</u>	<u>青森地域広域消防事務組合</u>	・青森地域広域事務組合と青森地域広域消防事務組合の統合による修正
52	共通				避難行動要支援者	<u>避難行動要支援者</u> <u>個別計画</u>	<u>災害時要援護者</u> <u>避難支援プラン</u>	・災害対策基本法の改正に伴う修正